

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年条例第十九号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成十六年十二月十六日 奈良県条例第十九号</p> <p>改正 平成一七年十一月一六日条例第一五号 平成一九年一〇月一二日条例第一七号</p> <p>都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三十三条第四項及び第三十四条第十一号の規定により、市街化調整区域に係る開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(平一九条例一七・一部改正)</p> <p>(法第三十三条第四項に規定する敷地面積の最低限度に関する制限)</p> <p>第二条 法第三十三条第四項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、法第三十四条第十一号に掲げる開発行為を行う場合にあつては、当該敷地面積が二百平方メートル以上であることとする。</p>	<p>○都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成十六年十二月十六日 奈良県条例第十九号</p> <p>改正 平成一七年十一月一六日条例第一五号 平成一九年一〇月一二日条例第一七号 令和〇年〇月〇日条例第〇〇号</p> <p>都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例をここに公布する。</p> <p>都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 (趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第三十三条第四項及び第三十四条第十一号の規定により、市街化調整区域に係る開発許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(平一九条例一七・一部改正)</p> <p>(法第三十三条第四項に規定する敷地面積の最低限度に関する制限)</p> <p>第二条 法第三十三条第四項に規定する開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、法第三十四条第十一号に掲げる開発行為を行う場合にあつては、当該敷地面積が二百平方メートル以上であることとする。</p>

(平一九条例一七・一部改正)

(法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域)

第三条 法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

一 建築物の敷地相互間の距離が原則として五十メートル以内でおおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあつては、そのうち、おおむね二十五以上が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域(当該区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)であること。

二 建築物の敷地が相当程度集積していること。

三 区域内の主要な道路が、規則で定める幅員で適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続していること。

四 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。

五 原則として、都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号) 第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないこと。

(平一九条例一七・一部改正)

(法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域)

第三条 法第三十四条第十一号に規定する条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当すると認められる土地の区域のうち、市町村長の申出に基づき知事が指定するものとする。

一 建築物の敷地相互間の距離が原則として五十メートル以内でおおむね五十以上の建築物(市街化区域内に存する建築物を含む場合にあつては、そのうち、おおむね二十五以上が市街化調整区域内に存するものに限る。)が連たんしている区域(当該区域と一体的な利用に供されることが適当な土地の区域を含む。)であること。

二 建築物の敷地が相当程度集積していること。

三 区域内の主要な道路が、規則で定める幅員で適当に配置され、かつ、当該区域外の規則で定める幅員の道路に接続していること。

四 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するよう適当に配置されていること。

五 原則として、次に掲げる土地の区域を含まないこと。

イ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十九条第一項の災害危険区域

ロ 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第三条第一項の地すべり防止区域

ハ 急傾斜地崩壊危険区域

ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第一項の土砂災害警戒

- 2 市町村長は、前項の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、必要に応じ、奈良県開発審査会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該区域を公示するものとする。
- 5 前各項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。  
(平一九条例一七・一部改正)  
(法第三十四条第十一号に規定する条例で定める予定建築物等の用途)

- 区域
- ホ 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第五十六条第一項の浸水被害防止区域
- へ 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条第一項第四号の浸水想定区域のうち、土地利用の動向、浸水した場合に想定される水深その他都市計画法施行規則第二十七条の六で定める事項を勘案して、洪水、雨水出水(同法第二条第一項の雨水出水をいう。)又は高潮が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域
- ト 前各号に掲げる区域のほか、都市計画法施行令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域として規則で定めるもの
- 2 市町村長は、前項の申出をしようとするときは、規則で定める事項を記載した申出書に、規則で定める書類を添付して知事に提出するものとする。
- 3 知事は、第一項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)をしようとするときは、必要に応じ、奈良県開発審査会の意見を聴くものとする。
- 4 知事は、指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨及び当該区域を公示するものとする。
- 5 前各項の規定は、指定の変更又は廃止について準用する。  
(平一九条例一七・一部改正)  
(法第三十四条第十一号に規定する条例で定める予定建築物等の用途)

第四条 法第三十四条第十一号に規定する開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(イ)項第一号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途
- 二 建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途
- 三 前二号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が二以下のものうち、市町村長の申出に基づき知事が指定する建築物の用途

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(平一九条例一七・一部改正)

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例一七・旧第六条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を

第四条 法第三十四条第十一号に規定する開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

- 一 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)別表第二(イ)項第一号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途
- 二 建築基準法別表第二(イ)項第二号に掲げる建築物(一戸建てのものに限る。)で地階を除く階数が三以下のものの用途
- 三 前二号に掲げるもののほか、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないとして規則で定める建築物で地階を除く階数が二以下のものうち、市町村長の申出に基づき知事が指定する建築物の用途

2 前条第二項から第五項までの規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

(平一九条例一七・一部改正)

(その他)

第五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一九条例一七・旧第六条繰上)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

(都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を

定める条例の廃止)

- 2 都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例(平成十五年三月奈良県条例第四十七号)は、廃止する。  
(奈良県開発審査会条例の一部改正)
- 3 奈良県開発審査会条例(昭和四十四年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一七年条例第一五号)

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一七号)

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

定める条例の廃止)

- 2 都市計画法施行令第三十一条ただし書の規定による開発区域の面積を定める条例(平成十五年三月奈良県条例第四十七号)は、廃止する。  
(奈良県開発審査会条例の一部改正)
- 3 奈良県開発審査会条例(昭和四十四年十二月奈良県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(検討)

- 4 知事は、この条例の施行の状況を勘案し、令和六年三月三十一日までに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成一七年条例第一五号)

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一七号)

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

附 則(令和〇〇年条例第〇〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

